

たかねざわ

# 社協だより

創刊号

2013 5月



福祉センターの藤棚

## 特集『社協』ってなに？

- 社協ってどんなところ？
- 社協の事業紹介  
～こんな活動を行っています～
- 社協会費 & 日赤社費増強運動
- 赤い羽根共同募金が変わります  
～地域に還元されるしくみへ～



編集  
発行

社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会

〒329-1225 高根沢町石末1825福祉センター

TEL 028-675-4777 FAX 028-675-6953

HP <http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/kakuka/syakyou/>

mail [syakyou@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:syakyou@town.takanezawa.tochigi.jp)

シャキョウ?名前は聞けれど、今ひとつよく分からない・・・

特集

# 『社協』ってなに？

## 社会福祉協議会（略称：しゃきょう）とは・・・

地域の子どもからお年寄り、障がいのある人まで、全ての人が住み慣れた地域で、健康で、明るく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくり「**⑤つうに③らす①あわせ**」をめざし、住民の皆さんやボランティアの方々など町内の福祉関係者とともに地域福祉活動を中心にさまざまな取り組みを行っています。また、社会福祉法に位置付けられた福祉団体として各都道府県・市町村に設置されています。

### 社協の組織

社協の事業の運営を担う理事(10名)、評議員(39名)、監事(2名)といった役員は、地域住民の代表や、福祉団体、施設、関係団体、関係機関、ボランティア、行政関係等、学識経験者等で組織され、様々な方が参画しており、皆様の声が反映される仕組みになっています。

### 社協の財源

社協の財源としては、自主財源として住民の皆さんからの会費（普通会費、特別会費）や、赤い羽根共同募金会からの配分金、愛の基金などの寄付金があります。また公共性という側面から社協で実施する福祉サービスや各種事業に対し、事業運営の経費として公費補助を受けています。

## たかねざわ社協はどこにあるの？

たかねざわ社協の事務所は町民広場の「福祉センター」にあります。福祉センターでは、曜日ごとに高齢者等の囲碁、将棋、踊りのサークル・介護予防教室などを行っており、どなたでも自由に使うことができます。

また、高根沢町障害児者生活支援センターすまいる、NPO法人次世代たかねざわの事務所もありますので、各種相談窓口としても機能しています。

たとえば・・・

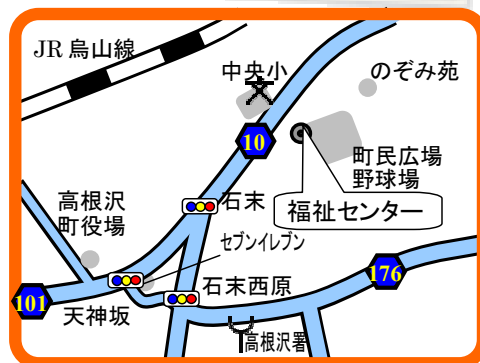
福祉全般に関すること・・・675-4777（社協）  
障がいに関すること・・・612-2751（すまいる）  
学童クラブに関すること・・・675-5679（次世代）

毎週木曜日は恵友会いびきによる食堂も運営しています。

【営業時間】毎週木曜日 11:00～13:00

○うどん・そば 250円～

○カレー 350円 どんどん利用してください!!



開館：8時30分～17時15分

休館：土日祝祭日・年末年始

福祉センターの運営は社協が町から指定管理委託を受けて運営しています。

☎ **028-675-4777**

## 社協ではこのような活動をおこなっています

～今回はその中からいくつかの事業をご紹介します～

### ■ 地域福祉事業

#### ○安心見守り牛乳

登録した一人暮らし高齢者（75歳以上）のお宅へ牛乳を2日に一度宅配して、日々の見守りを行っています。利用には登録が必要なので、お近くの民生委員さんにお問い合わせください。



### ■ 高齢者福祉事業

#### ○地域の居場所作り事業

地域のボランティアを担い手として、近くで気軽に集まれる場所「ふれあいいきいきサロン」の設置を進めています。行政区単位で設置できますので、設置を検討してみませんか。



### ■ 青少年育成事業

#### ○学生ボランティア体験講座

夏休み期間を利用して、中高大学生などの学生を対象に町内福祉施設でのボランティア活動を予定しています。興味のある方は、7月になりましたらお問合せください。



### ■ 心身障害児者事業

#### ○手話講習会

5月～12月の毎週水曜日、町タウンセンターにて手話講習会を開催しています。楽しみながら手話を身につけられる内容です。受講生は随時募集しております。



### ■ ボランティア育成事業

#### ○ボランティア保険助成事業

ボランティア活動を行うへの活動保険を取り扱っています。活動を行っている方、予定されている方は是非ご加入ください。また、行事（イベント）の保険も取り扱っております。



### ■ その他援護事業

#### ○火災見舞金品の給付（日赤事業）

思いもよらない火災などに見舞われた世帯へ布団などの物品や見舞金を給付しています。



その他にも、介護用品の貸出、母子父子家庭交流、災害時要援護者調査、各種貸付など様々な福祉活動を行っています。詳しくは町広報誌、社会福祉協議会ホームページをご覧ください。



# 社協会員 & 日本赤十字社員増強運動 展開中!!



～皆様からのご寄付に支えられています～



毎年5月を中心に社協会費及び赤十字社費増強運動を展開しています。

社協会費は町内の高齢者、身体障害者、母子父子世帯など福祉全般の活動費として使用し、赤十字社費は国の内外における災害救護活動を始め、血液事業や国際救援活動、社会福祉事業などの数々の人道的活動に使われます。

- 社協会費 普通会費 一世帯500円  
特別会費 一世帯1,000円以上
- 日赤社費 一世帯500円



赤十字奉仕団の皆さんによる炊き出しや甘酒無料配布を行っています。

赤十字活動を詳しく知りたい方は  
日赤栃木県支部 **028-622-4327**  
日本赤十字社HP **www.jrc.or.jp**

この運動の趣旨をご理解いただき一人でも多くの方のご協力をお願い申し上げます。



## 2013年から 赤い羽根共同募金が変わります!!

毎年10月1日から12月31日までの3ヶ月間、日本中で赤い羽根募金がおこなわれ、高根沢町ではおかげをもちまして**2,486,929円**の心がこめられた募金が寄せられました。

集まった募金は、栃木県内及び高根沢町のお年寄りや体の不自由な人、子どもたちなどのために立てられており、皆様のご協力に感謝申し上げます。

そんな赤い羽根共同募金ですが、平成25年度から募金の集め方や使い方を変えて、より地域のために使われる募金に変わります。前年度実績額は広報たかねざわ4月号に掲載しております。

### 共同募金と 歳末募金が統合します!!

一世帯あたりの目標額(600円)に変わりはありませんが、歳末募金を共同募金へ統合することにより歳末時期に限定されずに一年間を通じて福祉活動費として使用することができます。※なお、歳末募金を財源に実施していた要支援者への歳末見舞金は廃止となります。

### 集まった募金の一部を 地域に還元します!!

各行政区や公民館、子ども育成会等が主体で行われる地域の福祉活動に対して還元(助成)します。※今年度10月に申請を受付し、翌年度配分となります。申請条件や申請方法等の詳細は9月の募金運動にあわせてお知らせします。



赤い羽根募金のつかいみち  
赤い羽根データベース

**はねっと**

共同募金がどのように、地域の福祉に活用されているのかを市町村ごとにインターネットでご覧いただくことができます。

共同募金会高根沢町支会  
(高根沢町社会福祉協議会)

☎ **028-675-4777**